

奈良県立大学附属高等学校
屋上防水改修工事

入札説明書

令和6年11月

公立大学法人奈良県立大学

入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができる。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (2) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」という。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

2 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	①建築工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令

	<p>(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。)を卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者</p> <p>② 建築工事に、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者のうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称する者</p> <p>③ 建築工事に、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者</p> <p>④ 建築工事に、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤ 建築工事に、10年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>⑦ 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者</p> <p>⑧ 国土交通大臣が①～⑦までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者</p>
--	--

注：⑤の「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、建築工事に、延べ120か月以上の工事経験を必要とする。他の業務(営業担当など)に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験を必要とする。

3 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び競争入札参加資格確認資料(以下、「競争入札参加資格確認申請書等」という。)を次により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。競争入札参加資格が確認できない場合は失格とする。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制の確認を行う。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出部数 各1部

イ 提出期限 入札公告第4に記載のとおり

期限までに提出されない場合は失格とする。

次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示する。

ウ 提出方法 入札公告第4に記載のとおり

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。

イ 提出された入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加資格確認申請書等は返却しない。

エ 提出された入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めない。

オ 入札参加資格確認申請書兼誓約書は、様式1により作成すること。

カ 競争入札参加資格確認資料は、下記（ア）～（エ）のとおりとし、次に従い作成すること。

（ア） 経営事項審査結果を示す書面（様式2）

1の（4）に定める資格があることが判断できる経営事項審査の審査基準日を記載すること。また、総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の写しを添付すること。

（イ） 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（様式3）

入札公告第2の6に定める資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を記載すること。また、2の配置予定技術者の資格を証する書面の写し及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。実務経験により資格を有する場合は、実務経験証明書を添付すること。

（ウ） 現場代理人報告書（様式4）

入札公告第2の7に定める資格があることが判断できる現場代理人の所属及び採用年月日を記載すること。また、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しない。

4 施工体制の確認

開札後、落札候補者は、（2）の提出書類一覧に示す様式5～7に定める提出書類に添付資料を添えて提出すること。提出書類の審査を行うとともに必要に応じて聞き取り

調査を実施する場合がある。聞き取り調査に応じない場合は、失格とする。

適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格とする。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制の確認を実施する。

(1) 施工体制確認調査書類の提出

ア 提出部数 各1部

イ 提出期限 入札公告第4に記載のとおり

期限までに提出されない場合は失格とする。

次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示する。

ウ 提出方法 入札公告第4に記載のとおり

(2) 施工体制確認調査書類の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。

イ 提出された施工体制確認調査書類は、施工体制の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された施工体制確認調査書類は返却しない。

エ 施工体制確認調査書類は下記のとおりとし、次に従い作成すること。

提出書類一覧

様式5	施工体制確認調査報告書
様式6	工事費内訳書（レベル3まで） ※入札時に提出（入札参加者全て）
様式7	工程計画

* 様式6については、入札公告第4に示す「入札書及び工事費内訳書の提出」

期限までに、入札書と同封し提出すること。添付もれの場合は失格とする。

* 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載している記載要領を十分確認すること。記載内容が書類作成上の注意事項又は記載要領に沿わない場合は、失格となることがある。

* 提出期限（追加指示した場合等で、別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における書類の訂正、差替え等はできない。書類の記載漏れ、添付漏れ等がないことを十分確認の上、提出すること。提出書類に不備（積算内容に影響しない軽微な不備を除く。）がある場合は失格とする。

* 下記の場合も適正な施工の確保がなされないおそれがあると判断し、失格とする。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

ウ 入札価格の積算内訳及び工程計画が仕様書等に適合しない場合

エ 積算内訳に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合

- オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- カ 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

5 入札の手続

- (1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更、又は取り消すことはできない。
- (2) 入札は、総計金額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書の提出は、書留郵便に限る。入札書及び工事費内訳書を入れて封をした内封筒を、外封筒に入れて郵送すること。内封筒には『〈開札日〉、〈工事名〉及び「入札書在中」』と朱書きし、封印等の処理をすること。外封筒には『入札書在中』と朱書きし、入札公告第4で指定する期限までに入札公告第4で指定する場所へ到着するようにすること。作成及び提出に係る費用については入札参加者負担とする。

6 工事費内訳書に関する事項

- (1) 工事費内訳書は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、「所在地」、「電話番号」、「商号又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載すること。また、添付もれの場合は失格とする。
- (2) 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではないが、下記ア～オの場合の入札は失格となるため、間違いのないように作成すること。
 - ア 工事費内訳書を提出しない場合
 - イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「入札書記載金額」欄に記載された額とが異なっている場合
 - ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
 - エ 工事費内訳書において示された各項目の額を記載していない場合
 - オ その他記載内容に不備がある場合

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) この入札公告および入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の

- 記載をした者が行った入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
 - (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (7) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
 - (8) その他、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定する。落札者の決定後、入札結果を閲覧に供する。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合がある。この場合、落札候補者の次順位者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制の確認を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施する。

- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定する。

ただし、「くじ」を辞退することはできない。

落札候補者となるべき同価格の入札者のうち、「くじ」を引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員等に「くじ」を引かせてこれを行う。

9 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しない。

10 技術者の配置

落札者は、3の（2）のカの（イ）に定める資料に記載した配置予定技術者をこの工場の現場に配置するものとする。

工場の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限る。

11 現場代理人の配置

落札者は、3の（2）のカの（ウ）に定める資料に記載した現場代理人をこの工場の現場に配置するものとする。

1.2 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要する。契約書作成に要する費用については落札者による負担とする。
- (2) 落札者は、遅滞なく契約を締結するものとする。入札公告第1の8で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付すること。契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までにそれを証明する書類を提出すること。なお、公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条第2項第5号による免除に該当する者は、工事受注実績一覧表（様式C）を提出すること。

1.3 関連情報を入手するための照会窓口

- (1) 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等
〒630-8258 奈良市船橋町10番地
公立大学法人奈良県立大学事務局附属学校室（地域交流棟2階）
電話0742-22-4978